

2021年度①

商 法

(全 2 ページ)

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

商 法①

I 手形所持人の利得償還請求権について説明しなさい。(150字以内) (20点)

II 次の問題〔1〕・〔2〕につき、それぞれ解答しなさい。その際、単に結論を示すだけでなく、結論を裏付ける理由についても簡潔に示しなさい。(計80点)

〔1〕 Aは、長年勤めてきた化粧品の専門商社を退職して、化粧品の輸入販売を事業目的とする甲株式会社（以下「甲社」という。）を設立することとした。Aは、甲社の設立に際して、甲社の唯一の発起人として1000万円を出資すること、ほかに株主は募集しないこと、また、甲社は非公開会社で取締役会を設置しない会社となること、Aが設立時取締役および設立時代表取締役となること、設立の日を令和2年10月1日とすることを決定した。

同年8月、Aは、日本で未発売のオーガニック化粧品が、将来成立する甲社において初めて取り扱われることを広く宣伝しようと考えた。Aは、甲社の主催でイベントを開催することを企画して、Bに対し、そのイベント実施のための作業を依頼し（報酬額50万円）、Bはこれを引き受けた（以下「本件請負契約」という。）。本件請負契約の締結に際して、Aは、「甲社代表取締役社長A」との名刺をBに交付するなどして、すでに甲社が成立しているかのように振るまっていたため、Bは、Aが甲社の代表取締役社長であると信じていた。同年9月、Bは、本件請負契約に従ってイベントを開催し、本件請負契約に係る全ての作業を完了した。

同年10月1日、甲社は、設立手続を済ませて、設立登記を経た。なお、甲社の原創定款には、会社法28条各号に掲げる事項の記載はない。

Bは、いまだ本件請負契約に係る報酬の支払を受けていない。Bは、甲社またはAに対して、報酬の支払を請求できるか。また、Bは、会社法上の規定に基づき、Aに対して損害賠償責任を追及することはできるか。(40点)

〔2〕 乙株式会社（以下「乙社」という。）は、会社法上の公開会社で監査役設置会社であるが、上場会社ではない。Pは、乙社の創業家として、乙社の発行済株式総数1万株のうち2500株を保有しているが、乙社の役員ではない。

Pは、父親の死亡により比較的多額の財産を相続したが、そのほとんどを株式投資

に充てたところ、当該投資の失敗により、多額の負債を抱えるに至った。Pは、保有する乙社株式 2500 株全部（以下「本件株式」という。）を売却して借入金の返済に充てるため、本件株式を 5000 万円で売却したいと考えて、複数の知人に声をかけた。しかし、乙社株式の客観的価値は 1 株あたり 1 万円であるところ、P はその 2 倍の買取価格を提示していたこともあり、結局、当該金額で本件株式を購入する者は現れなかった。そこで P は、乙社に本件株式を買い取らせようと考えて、乙社の代表取締役 Q に対して、本件株式を 5000 万円で買い取らないかと打診した。

P から打診を受けた Q は、創業家の貢献を考慮して、乙社が P から本件株式を 5000 万円で買い取ることを取締役会決議によって決定した。しかし、Q は、他の株主から乙社株式の買取請求が多数追加されることを危惧して、株主総会決議を経ないまま、乙社を代表して、P から本件株式を 5000 万円で買い取った（以下「本件自己株式の取得」という。）。なお、本件自己株式の取得は、乙社の分配可能額を超えるものではなかった。本件自己株式の取得後、乙社は適法な手続を経て、本件株式を 1 株あたり 1 万円（総額 2500 万円）で乙社のグループ会社に売却した。

その後、乙社の株主 R が、本件自己株式の取得は株主総会決議を経ずになされたものであり、これによって乙社に 2500 万円の損害が生じたと主張して、Q の乙社に対する会社法上の責任を追及する株主代表訴訟を提起した。

Q の乙社に対する責任の成否について論じなさい（株主代表訴訟は適法に提起されたものとする。）。（40 点）